

平成維新を実現する都民の会（平成維新東京）会則改定私案

総会で、皆さんに討議頂きたく会則の私案を作りましたので御検討下さい。

阿部 悠逸

第一章 総則

第 1 条（内容）本会則は、本会の組織、運営、活動等に必要事項を定める。

第 2 条（名称）本会は、平成維新を実現する都民の会（通称：平成維新東京）と称し、その活動拠点を東京に置く。

第二章 目的と活動

第 3 条（目的）本会は、「平成維新憲章」の理念を実現する、政策集団である。

第 4 条（活動）本会は、本会の理念、及び政策を実現するために、次の活動を行う。

1. 各種政策課題の調査研究、及び、新政策の立案提言。
2. 政策実施のための具体的活動、及び、他団体との連携。
3. 公職選挙において、最も相応しい候補者の推薦。
ただし、その推薦規定は、本会推薦細則に定める。
4. その他、目的達成に必要と認められる活動。

第三章 会員

第 5 条（会員）本会は、本会の理念、及び政策に賛同する者をもって会員とする。

第 6 条（権利）会員は、本会の活動、運営、及び政策について、討議や、決定に参加することができる。

二 会員は、本会への希望、または意見を、運営会議に申し出て、その審議を求めることができる。

第 7 条（義務）会員は、本会の会則を遵守し、本会の理念、及び政策の実現に尽力しなければならない。

二 会員は、会費を納めなければならない。

第 8 条（会費）年会費の額は、本会運営細則に定める。

二 会員は、会計年度の途中で入会を承認されたときでも、運営会議で定めた会費を、入会日より 3 か月以内に、納めなければならない。

ただし、会計年度内に、納入するものとする。

三 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第 9 条（入会）本会に入会しようとする者は、入会申込書を、本会に提出しなければならない。

第 10 条（資格喪失）会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会。
2. 除名。

第 11 条（退会）会員で、退会しようとする者は、運営会議で定めた手続きを経なければならない。

第 12 条（除名）会員が、会費を滞納したとき、代表は運営会議の議決を経て、その会員を除名することができる。

二 会員が、本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に反する行為をしたとき、代表は運営会議の議決を経て、その会員を除名することができる。

第四章 役員

第 13 条（代表）本会に、代表を置く。

二 代表は、本会の事務を総括し、本会を代表する。

三 代表は、総会における選挙によって、会員から選出される。ただし、選挙方法は、本会運営細則に定める。

四 代表の任期は、1 年とする。ただし、連続して 4 期以上再選されない。

第 14 条（副代表）本会に、副代表を置く。

二 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、代表の職務を代行する。

三 副代表は、代表が選任し、運営会議に報告する。

第 15 条（幹事長・副幹事長）本会に、幹事長、及び副幹事長を置く。

二 幹事長は、代表を補佐し、事務を執行する。

三 副幹事長は、幹事長のもとで、事務を推進する。

三 幹事長、及び副幹事長は、代表が選任し、運営会議に報告する。

第 16 条（エリアマネージャー）本会に、エリアマネージャーを置く。

二 エリアマネージャーは、各地域の活動を総括する。

三 各地域の区割りは、本会運営細則に定める。

四 エリアマネージャーは、各地域の会員から選出される。ただし、選挙方法は、本会運営細則に定める。

第 17 条（役員）本会に、次の役員を置く。

1. 総務局長 1 名（会議に関わる事務、資料・議事録の作成等）
2. 政策審議局長 1 名（政策審議関わる事務）
3. 経理局長 1 名（経理に関わる事務）
4. 会員拡大局長 1 名（会員拡大に関わる事務）
5. 名簿管理局長 1 名（会員名簿の管理、運用に関わる事務）
6. 会報編集局長 1 名（会報誌の発行に関わる事務）
7. 特別委員長 若干名（運営会議が必要と認められた者）

二 前項第 1 号から 7 号までの役員は、運営会議で協議のうえ、代表が選任する。

第 18 条（任期）第 14 条より第 17 条に定める役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第五章 会議

第 1 節 会議

第 19 条（議決機関）本会の議決機関として、以下の 2 つの会議を置く。ただし、各会議の構成員、議決内容等は、第 2 節以降に定める。

1. 運営会議
2. 総会。

第 20 条（開催方法）本会各会議の開催方法は、本会運営細則に定める。

第 21 条（議決方法）本会各会議の議決方法は、本会運営細則に定める。

第 2 節 運営会議

第 22 条（運営会議）本会に、執行機関として、運営会議を置く。

第 23 条（責任者）運営会議の責任者（議長）は、本会幹事長とする。

二 運営会議議長が職務遂行できないときは、副幹事長がその職務を代行する。

第 24 条（開催要綱）運営会議議長は必要に応じ、運営会議を開催する。ただし、本会議の構成員は、原則として、本会則第四章に定める役員とする。

二 役員は、運営会議に出席して、意見を述べることができる。

第 25 条（議決内容）運営会議は、本会則内に別に定められるもののほか、次の事項を議決する。

1. 運営に関する規則の作成、および改廃。
2. その他、本会の活動において、必要と認められる事項。

第 26 条（審議内容）運営会議は、次の事項を審議する。

1. 本会細則の変更に関する事項。
2. 役員、または会員により提出された議案。

第 27 条（特別委員会）運営会議は、必要に応じ特別委員会を設置し、議案の審査を付託できる。

ただし、特別委員会の設置要綱は、本会運営細則に定める。

第 28 条（総会承認事項）運営会議は、次の事項を審議し、総会の承認を得なければならない。

1. 本会則改廃の立案。